

# 令和7年度 箕面市行政視察報告書

## (議会運営委員会)

### 1 日程

令和8年(2026)年 1月 13日 (火) ~ 1月 14日 (水)

### 2 観察先

#### (1) 徳島県小松島市 (小松島市議会)

観察項目	議場における補助資料の取り扱いについて
観察目的	本会議でのICTを活用した補助資料提示の利用状況や、運用基準、現状の効果を把握すること。

#### (2) 岡山県井原市 (井原市議会)

観察項目	市議会におけるハラスメント防止の取り組みについて
観察目的	井原市議会におけるハラスメント防止条例および運用の実際を学び、本市議会におけるハラスメント防止の体制整備と実際に起こった場合の対応策の検討するため

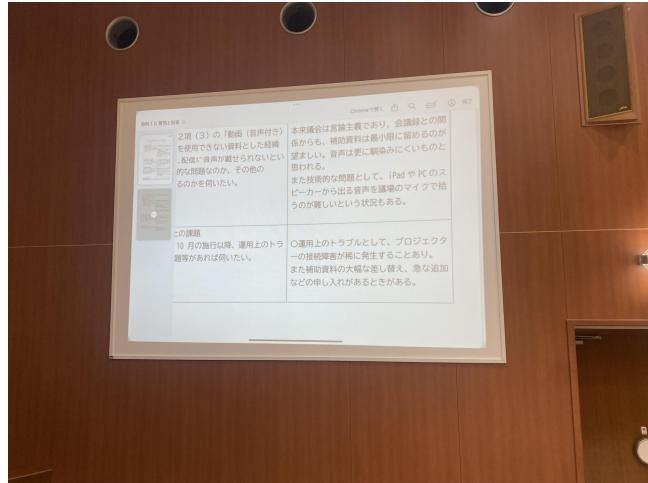
### 3 参加者

委員	桃山委員長、高橋副委員長、金森委員、吉田委員、楠委員、中西委員、藤田委員 オブザーバー参加：田中議長、大脇副議長
----	---

## (1) 徳島県小松島市（小松島市議会）

項目	内容	備考
小松島市について	人口：33,992人（令和7年11月末現在） 世帯数：17,034世帯（令和7年11月末現在） 面積：45.37km <sup>2</sup> 議員数 17人	説明者 小松島市議会事務局
議場でのプロジェクター投影導入の経緯について	・令和4年6月、議会改革特別委員会の年間テーマのうち「議会ICTの導入として傍聴席に資料映写のモニター設置、又はプロジェクターで壁面に投影の検討を決定。議員全員協議会で9月議会の一般質問からの導入を決定し10月に補助資料取扱要領、補助資料取扱要領について参考資料と資料のCATV放送について決定。	
運用基準と例外規定について	・補助資料の提出は、質疑・質問者の任意。 ・運用要領以外に「小松島市議会における補助資料取扱要領について参考資料」として具体的な事例を整理。	
提出期限とチェック体制について	・質問の通告を出した議員が出席する会議で、使用する資料をモニター画面で確認。開会日の前日に補助資料をプリントアウトし、事務局から回覧、最終は議長決裁により決定。	
議場での効果と課題について	・具体的な資料を提示することで、質問の効果を高めたり、傍聴者の理解を促進する。 ・補助資料のルールに沿った提出に事務作業の手間がかかる場合がある。	
住民理解への影響について	・補助資料は議員の個別資料であるが、議長決裁を行ったものは公文書として基本的に開示対象となる。 ・傍聴者・中継視聴者へは、資料はプロジェクター及びCATVへの画面で提供される。 ・議会のHPで動画を公開しており、補助資料はいつでも視聴可能。	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「動画（音声付き）や音声」を使用できないとした経緯について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本来議会は言論主義であり、会議録との関係からも、補助資料は最小限に止めるのが望ましい。</li> <li>・iPad やパソコンのスピーカーの音声を議場のマイクで拾うのは難しい。</li> </ul>	
--	--	--



## 所感

議会の ITC 導入として補助資料の投影について、あらゆる方法を議論し、まずはやってみよう取り組まれてこられたとのことだった。

議会は言論の府であり質問は口頭によるのが原則であるが、質問の内容を高めたり理解しやすくするためにには補助資料は有効である。補助資料投影は事務局が画面切り替えを行い、その後、発言者が操作しながら質問を行う。

補助資料取扱要領について、放送の細かいルールや個人情報や版権についての配慮事項等、参考資料で具体的に規定され、補助資料提出前チェックリストを作成するなど、今後箕面市議会で導入する際に参考とすべきことが多かった。

## (2) 岡山県井原市（井原市議会）

項目	内容	備考
井原市について	<p>人口：35,942 人（令和 7 年 11 月末現在）</p> <p>世帯数：16,529 世帯（令和 7 年 11 月末現在）</p> <p>面積：243.54 km<sup>2</sup></p> <p>令和 7 年度当初予算：46,598,014 円</p> <p>議員数：18 人(男性：15 人、女性：3 人)</p> <p>岡山県西南部に位置し、西は広島県に接している。井原市街地を除いて、ほとんどが山々に囲まれた農山村。</p>	井原市議会議長
ハラスメント防止条例制定までの経緯について	<p>・<u>令和 6 年 11 月</u>          執行部がコンプライアンス条例制定の内部協議</p> <p>・<u>令和 6 年 11 月～</u>          ①ハラスメント防止条例と②政治倫理条例の改正について協議</p> <p>・<u>令和 7 年 2 月</u>          上記 2 点の修正案の発議について全会一致で決定</p> <p>・<u>令和 7 年 4 月</u>          井原市議会ハラスメント防止条例施行</p>	説明 井原市議会議会運営委員会委員長
ハラスメント申立てがあった際のフローについて	<p>議員間または議員から職員へのハラスメントに適応</p> <p>相談及び苦情の申し出があったら          ↓</p> <p>必要に応じてハラスメント審査会を設置し調査</p> <p>審査会でハラスメントが確認された場合          ↓</p> <p>政治倫理審査会を設置し審査</p> <p>90 日以内に付託された審査を終え、議長に対して文書で報告          ↓</p> <p>議会運営委員会に諮り、以下の措置を講ずる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の辞職勧告</li> </ul>	同上

	<ul style="list-style-type: none"><li>条例の規定を遵守させるため警告を発する</li><li>その他議長が必要と認めること</li></ul>	
--	--	--



### 所感

経緯やフローなど詳細にご説明くださいました。条例制定後のハラスメント申立てではないとのことで、実際に起きたケース事例については聞くことができなかったが、ハラスメントはあつてはならないことなので、本市議会において今後ハラスメント防止の体制整備、運用を考慮していく中で大変参考になった。